

技能認定登録者の Barthel Index(BI)の集積に向けて（お願い）

標記の件は、平成 30 年度に実施し、結果を介護報酬改定時の要脳活動に反映するとともに、会員へ広報等で報告させていただきました。

今回、令和 3 年度介保報酬改定において、科学的介護情報システム（LIFE）が本格的に開始され、通所介護等の個別機能訓練加算及び ADL 維持等加算などで、具体的に評価されたことは、既にご承知のとおりです。

本協会では、技能認定登録している会員が、多数この分野（機能訓練指導員）で業務していることを踏まえ、ADL 維持等加算の算定要件に従い、再度 BI データを集積し、技能認定登録者が行う機能訓練等のエビデンスを構築したいと考えました。

しかし、LIFE の関連加算については、厚生労働省より事務連絡及び QA が発出されている過程で、通所介護等の事業所が「このシステム及び加算への取り組み」を検討している途上であることから、この段階で協会から会員に対し、エビデンス集積を目的とした具体的な依頼はできないと判断しました。

厚生労働省は、要介護者等のフレイル予防、自立支援、重度化防止を目的に、LIFE の積極的活用を掲げ、今後いろいろな取り組みが行われるものと予測されます。そのため、この分野で業務する会員は、ADL 維持等加算の算定要件をご確認いただき、BI での評価及び記録を行い、協会よりデータ提供を依頼されたときは、できるだけ多くの方にご協力いただきたいと思います。

また、個別機能訓練加算Ⅱにおいても、個別機能訓練計画書の作成と厚生労働省への提出に進んで取り組まれますよう、お願い申し上げます。

以上